

令和3年度 第4回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和3年11月15日(月)
開催場所	青梅市役所災害対策本部室(オンライン会議)
出席者	<p>委員</p> <p>奥田晃久(明星大学特任教授) 中村明子(市民委員) 野口綾乃(市民委員) 嶋崎雄幸(嶋崎税務会計事務所所長) 池田政教(青梅商工会議所事業部部長) 高木博康(青梅市保育園理事長会副会長) 宮川美子(青梅梨の木保育園園長) 横山牧人(青梅私立幼稚園協会会長・青梅幼稚園園長) 空野竜雄(株式会社モアスマイルプロジェクト事業担当) 栗原久美子(特定非営利活動法人青梅こども未来副代表理事) 関山利行(青梅市民生児童委員合同協議会理事)</p>
	<p>事務局</p> <p>渡辺(子ども家庭部長) 加藤(子育て推進課長) 増田(子ども家庭支援課長) 原島(健康課長) 太田(子育て推進課子育て推進係長) 並木(子育て推進課保育・幼稚園係長)</p>
欠席委員	荒井雄一(青梅市立成木小学校校長)
議事	<p>○ 答申 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>○ 諮問 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>○ 報告事項</p> <p>(1) 令和2年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告の追加意見等について</p> <p>○ 協議事項</p> <p>(1) 子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について</p> <p>(2) 認定こども園の利用定員の変更について</p> <p>(3) 認定こども園への移行について</p>
傍聴人数	2人
配布資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 特定教育・保育施設の利用定員の設定について(答申)</p> <p>資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定について(諮問)</p> <p>資料3 令和2年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告の追加意見等について</p> <p>資料4 子ども家庭支援ワーカーの人員体制等の追加意見等について</p> <p>資料5 認定こども園の利用定員の変更について</p> <p>資料6 認定こども園への移行について</p>

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	<p>令和3年度第4回の青梅市子ども・子育て会議を開催する。本日も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Zoomによるオンラインでの参加もしくは本会議室にて参加の場合は、委員にマスクの着用をお願いし、事務局の人数を縮小して感染症対策を行いながら進めていく。</p> <p>青梅市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、定足数に達しているため本会議は成立していることを報告する。また、議事録作成のため本日の会議も録音させていただく。</p>
事務局	これ以後の進行は会長にお願いする。
会 長	議事に沿い進行する。3. 答申・諮問について、事務局の説明を求める。
事務局	<p>それでは、3. 答申・諮問について説明する。前回の会議で協議いただいた保育園の利用定員の変更に伴う「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」会を代表して会長から市へ答申をお願いする。また、認定こども園の利用定員の変更に伴う「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」諮問する。</p> <p>市長は公務のため、代理が答申書を受領し、諮問書を読み上げる。</p>
会 長	<p>それでは諮問については、後ほど協議事項で協議する。次に4. 報告事項（1）令和2年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告の追加意見等について、事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>報告事項(1) 令和2年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告の追加意見等について説明する。資料3をご覧ください。</p> <p>前回の会議において、令和2年度第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の検証報告を行い、承認をいただいた。資料にボリュームがあったため、追加の意見や質問について10月25日まで受付をしたところ、資料3のとおり質問や意見があった。</p> <p>メール等であった質問や意見については、事務局回答欄により回答をしている。前回の協議の際にも委員からたくさんの意見があり、今回さらに追加いただいた委員の意見をもとに、課題や改善点を引き続き検討し、事業を展開してまいりたい。</p>
会 長	何か意見はあるか。
会 長	委員からの追加意見等を参考に、今後も事業を進めていただきたい。
会 長	次に5. 協議事項（1）子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について、事務局から説明を求める。
事務局	<p>協議事項(1) 子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について説明する。資料4をご覧ください。</p> <p>前回、協議いただき、承認された「子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について」、配布した資料のとおり、各委員からメールで追加意見があった。</p> <p>意見を主にまとめると、次のとおりであった。</p> <p>1 適正な人員を配置して相談体制を整えるべき</p>

	<p>2 研修などにより職員の業務能力の向上</p> <p>3 有資格者の採用や正規職員は保健師以外の職員の配置も検討が必要</p> <p>4 関係機関との連携の強化</p> <p>いただいた意見を参考として、次年度の子ども家庭支援ワーカー配置の考え方については、</p> <p>1 相談件数が増加しているため、子ども家庭支援ワーカーを更に増員すべく予算要求をしていく。なお、会計年度職員については、前回、会長からの意見のとおり、児童相談所等の業務経験者を採用できればと考えている。</p> <p>2 従来から子ども家庭支援ワーカーの業務能力を向上させるため、児童相談所等の研修に積極的に参加し、虐待対策ワーカーの取得等にも取り組んできた。また、昨年度は市の独自研修として、弁護士資格を有する法務担当による法務研修も実施した。今後も引き続き児童相談所等の研修を積極的に受講するなど、子ども家庭支援ワーカーの業務能力の向上に努めていく。</p> <p>3 会計年度職員の子ども家庭支援ワーカーについては、「青梅市子ども家庭支援ワーカー取扱要綱」にもとづき、引き続き社会福祉士や精神保健福祉士、保健師、心理士等の福祉や医療の専門職や専門的な業務経験を有する者を採用していく。</p> <p>また、正規職員については、保健師だけでなくケースワーカー経験を有する社会福祉主事の配置も検討するなど、多職種による支援を行っていく。</p> <p>4 関係機関との連携強化については、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所等の関係機関との更なる連携強化に努めていく。</p> <p>以上、次年度に向けてこれらの方針により、児童虐待の早期発見と防止に努めていく。</p>
会 長	なにか質問はあるか。
会 長	<p>委員から追加意見であったとおり、正規職員については、保健師に限らず社会福祉士等、様々な職種の方を採用するのがよいと考える。</p> <p>また、東京都においても保健師の有資格者について、新型コロナウイルスの影響もあるが、再度現場に戻ってもらえるような取組を進めている。子どもの健やかな成長を支えるという意味でも保健師の確保というのは重要であるので、引き続き留意いただきたい。</p>
会 長	<p>それでは、協議事項（1）子ども家庭支援ワーカーの人員体制等について、事務局案を承認することでよいか。</p> <p>オンラインとの併用のため異議がある場合は、委員名と異議の旨の発言をお願いします。</p>
委 員	異議なし。
会 長	異議なしのため、子ども家庭支援ワーカーの人員体制等については、事務局案にて承認する。
会 長	次に（2）認定こども園の利用定員の変更について、事務局から説明を求め

事務局	<p>それでは、(2) 認定こども園の利用定員の変更について、説明する。資料5 をご覧いただきたい。</p> <p>本日、市より諮問した「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」詳細 を資料5に記載している。認定こども園のねむのき幼稚園、四恩保育園の2園 から利用定員の変更の希望があった。</p> <p>はじめに1. ねむのき幼稚園から説明する。</p> <p>令和2年度に認定こども園へ移行し2年が経過するに当たり、保育に対する 経験や技術、知識が蓄積されたことから、当初より予定していた0歳児保育の 実施および1号(幼稚園)から2号(保育部分)への移行希望者が増加している 現状を踏まえ利用定員の変更を希望するものである。</p> <p>利用定員の変更の内訳については、利用定員幼稚園部分120人、保育部分 38人の計158人から幼稚園部分90人、保育部分50人の計140人とな っている。また、同じく、認可定員を幼稚園部分227人、保育部分38人の計 265人から、幼稚園部分215人、保育園部分50人の計265人に変更す るものである。変更希望日は令和4年4月1日である。</p> <p>なお、0歳児保育の実施については、東京都への申請・確認等が必要となる ことから、令和4年4月1日の実施は困難であるが、手続き等が完了次第、速 やかに実施することとしたい。</p> <p>続いて、2. 四恩幼稚園について説明する。資料5の裏面をご覧いただき たい。</p> <p>認定こども園へ移行し、保育部分の認知度とともに魅力が高まってきたこと から、現在、1号(幼稚園)から2号(保育部分)への移行希望者が増加して おります。また、現在、4歳児が14名いることから、適正化を図ることを目的 として利用定員の変更を希望するものである。</p> <p>利用定員の変更の内訳については、利用定員幼稚園部分75人、保育部分4 2人の計117人から幼稚園部分75人、保育部分60人の計135人に変更 となっている。変更希望日は令和4年4月1日である。</p> <p>続いて、今年度新たに委員になられた方もいるので、簡単に青梅市の児童数 の状況を説明する。資料5 補足資料を参照いただきたい。</p> <p>(1) 実績は就学前人口の推移となっており、平成29年度に5,408人 から令和3年度に4,460人と直近4年間で約1,000が減少している。 減少率にあるとおり年々、前年から約5%減で推移しているような状況とな っている。</p> <p>市内の認可保育園待機児童数の状況は、資料の中段の(3)幼稚園(幼児園)・ 保育園入所状況に記載のとおり、平成29年度12人から令和3年度2人と減 少傾向にある。</p> <p>なお、入所申請に当たり、希望園を限定してしまうと入所できない場合もあ るが、保育園を限定しなければ、どの年代でも入所可能となっており、現在、市 内の待機児童は実質いない状況となっている。</p>
-----	--

	<p>市では、これまで令和2年度に認可保育所を新たに2園開所する等、待機児童の対策に積極的に取り組んできた。この結果、保育所の待機児童については実質的に解消の状況にある。これは、保護者が園の特色ある保育を選択し、希望する園に入りやすくなったという利点があると考えられる。</p> <p>この様な現状を踏まえたうえで、子ども・子育て会議の委員の皆様によりしく協議をお願いします。</p>
委員	<p>2園とも利用者からの希望が増加しているということもあるし、ねむのき幼稚園では、新たに0歳児保育を実施するというので、今回の利用定員の変更は好ましいと考える。</p>
委員	<p>内容については、賛成である。変更の内訳を教えてください。</p>
事務局	<p>ねむのき幼稚園の内訳であるが、保育園部分として0歳から5歳児までで、それぞれ変更前が0、10、10、6、6、6名の計38名から、変更後は3、7、10、10、10、10名の計50名である。一方、幼稚園部分として、満3歳児を含む3歳から5歳までで、それぞれ変更前が40、40、40名の計120名から、変更後は30、30、30名の計90名となる。合計で、利用定員の総合計は158名から140名に変更という内訳となっている。</p> <p>続いて、四恩幼稚園の内訳であるが、保育園部分として0歳から5歳児までで、それぞれ変更前が3、3、6、10、10、10名の計42名から、変更後は4、8、9、12、13、14名の計60名である。一方、幼稚園部分は変更なしとなっており、満3歳児を含む3歳から5歳までで、25、25、25名の計75名である。合計で、利用定員の総合計は117名から135名に変更という内訳となっている。</p>
会長	<p>協議事項(2) 認定こども園の利用定員の変更について、原案のとおり変更を承認することでよいか。異議がある場合は、委員名と異議の旨の発言をお願いします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしのため、認定こども園の利用定員の変更について、原案のとおり承認する。</p>
会長	<p>次に、協議事項(3) 認定こども園への移行について、事務局から説明を求めらる。</p>
事務局	<p>それでは、(3) 認定こども園への移行について、説明する。資料6をご覧ください。</p> <p>青梅幼稚園から認定こども園への移行について希望があった。所在地は青梅市河辺町7-2-3で、類型は幼稚園型認定こども園で定員は70名を予定している。</p> <p>内訳は、資料の中段にあるとおり、保育が必要な子どもの定員が35名、保育認定とならない1号幼稚園部分で35名の計70名となっている。児童数の推移は5の現状に記載のとおり、近年増加傾向となっている。</p> <p>移行時期については、令和6年度を希望している。</p>

	<p>本施設の移行については、青梅幼稚園長の横山委員が出席をしているため、補足の説明をお願いします。</p>
委員	<p>補足説明をさせていただく。2017年から認定こども園への移行の要望を出していたところである。新しい時代に対応していくため、認定こども園への移行をかねてから希望していた。</p> <p>先日、日本保育学会のシンポジウムがあり、国の幼児教育・保育の無償化以降の方針というのが、保育の質の向上という話があった。簡単に概要を申し上げますと保育の質の向上を図るには、連携が重要であると語られていた。厚生労働省の分科会では、地域間でのネットワーク、多様な関係者の連携というのが話し合われている。また、文部科学省の中間報告等でも幼児教育センターの設置、保健福祉等の専門職との連携、また、来年度から幼・保・小の架け橋プログラムがスタートするとのことである。このことから、幼・保・小および関係機関の連携が欠かせないというのが示されている。</p> <p>青梅市においても、幼・保・小・認定こども園も含む各機関が連携することで子育てにやさしい街づくりというのが目指せるのではと考える。</p> <p>シンポジウムでは、実際に連携に取り組んだ例が紹介されており、浦安市では、各関係機関が連携し、就学前保育・教育指針というのを作成している。これは、すべての幼児が等しく豊かな教育環境で成長してほしいという思いから作成されたとのことである。また、佐世保市では幼児教育センターを中心として幼・保・小連携推進会議により、要録様式の統一というのを作り上げたとのことである。</p> <p>これらの取組に、大変感銘を受けた。認定こども園が持つ幼稚園部分・保育園部分というのを小・中学校や他の機関とも連携して子ども達にやさしい街づくりを目指すとともに、幼児教育・保育の質の向上を図り、これからの新しい時代の子どもの成長を支えてまいりたいと考えている。このような考えから青梅幼稚園は認定こども園への移行を希望するものである。</p>
会長	<p>なにか質問・意見等はあるか。</p>
委員	<p>保育園・幼稚園との連携は非常に大切であり、同じ地域で協力してまいりたい。移行後の定員の人数においても、直近の人数の推移からみても適正であり、認定こども園への移行は賛成である。</p>
会長	<p>それでは、他に意見・質問はないようなので、採決を行う。当事者である横山委員については、採決の間の離席をお願いします。</p>
会長	<p>協議事項（3）認定こども園への移行について、原案のとおり承認することでよいか。異議がある場合は、委員名と異議の旨の発言をお願いします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしのため、認定こども園への移行について、承認する。</p>
	<p>横山委員が席に戻る。</p>
会長	<p>その他、委員から何かあるか。</p>
委員	<p>特になし。</p>

会 長	その他、事務局から何かあるか。
事務局	<p>本会議の委員としても出席いただいている空野委員の法人の株式会社モアスマイルプロジェクトにおいて、塩船の山林の土地およそ4万㎡を取得したとのことである。この活用方法として、木を伐採しながら開発を進め、今後、株式会社モアスマイルプロジェクトで運営している保育園や学童保育所の園児・児童をバス等で送迎をしながら、森や自然と親しむ活動を行い、活用していく旨の報告があった。</p> <p>その中で、いろいろな計画をしており、森として活用するだけでなく、一部に私設の図書館といったものを整備して、本にも親しんでもらうよう図書館の建設を予定しているとのことである。本内容については、東京都とも協議・調整中ということであるが、これらの取組を進めていきたいとの報告があったので、本会議の委員に紹介するとともに、市としても出来る限りの応援をしていきたいと考えている。</p>
委 員	<p>塩船観音の東側に約4万㎡の土地を購入し、子ども達が遊び学べる森ということで整備を進めている。にこ森保育園を計画している時から子ども達が自然のなかで活動し、学ぶことができる森というのを事業計画としていた。生活のなかで自然と触れ合えるシチュエーションというのを目指して、保育園、学童の子ども達への場の提供というのが出来ればと考えている。今回、塩船の土地を譲ってもらうことができ、元々は放置林のような所であったが、森林の整備を進め、森のなかに子ども向けの小さな私立図書館を作り、子ども達が一日滞在し、遊び、読書活動を楽しめるような施設とできるよう整備を3年程度かけて計画している。</p> <p>整備が完了した私立図書館や周辺の森は、法人で運営する園児や児童だけでなく、近隣の保育園や学童保育所の子ども達や地域にも開かれた、森の中の図書館として活動していきたいと考えている。</p>
会 長	他に何かあるか。
事務局	<p>11月は児童虐待防止推進月間ということで、11月8日から1階の子育て推進課の前のスペースで児童虐待防止の啓発を行うコーナーを設置し、啓発グッズ等の配布を行っている。11月26日まで実施しているので、閉会后帰際にご覧いただきたい。さらに、子育て支援センター「はぐはぐ」や、河辺、東青梅、ネッツたまぐーセンターの子育てひろばにおいても啓発グッズを配布し、啓発・周知を行っている。また、栗原委員に協力いただいて、青梅こども未来のみらい館プラスでも啓発グッズの配布をお願いしている。</p> <p>このように市民の皆様幅広く啓発を進めているので委員の皆様へ報告する。</p>
会 長	<p>児童虐待防止推進月間ということですが、国の方でも懲戒権の民法改正が議論されているところである。児童虐待防止法では、しつけによる体罰禁止が定められているところであるが、懲戒という言葉が残っているということで民法改正が進んでいる。</p>

	青梅市においても、児童虐待防止推進月間の取組をしているということで、委員の皆様も是非帰りがけに啓発コーナーをご覧ください。
会 長	それでは、次回会議を令和4年2月7日(月)、場所は2階災害対策本部室またはオンラインとして、令和3年度第4回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。

会議録を確認したことをここに署名する。

令和 年 月 日